第3968号



沖縄県公報

定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に当たるときは休刊とする。

目	次

告 示

0	生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定(福祉・援護課)	1
0	生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出(福祉・援護課)…	2
0	県営土地改良事業に係る換地計画の決定(村づくり計画課)	2
0	村営土地改良事業計画変更の同意(村づくり計画課)	2
	病院事業局事項	
0	沖縄県病院事業局職員(病院事務職)選考採用試験の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	公安委員会事項	
0	機械警備業務管理者講習の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	人事委員会事項	
0	市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	5
	正。誤	
0	平成23年7月1日付け公報定期第3964号中訂正	6

告示

沖縄県告示第376号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。 平成23年7月15日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
比嘉歯科医院	那覇市西1丁目15番16号	平成23年4月1日
東村立診療所	東村字平良804番地	平成23年5月1日
てぃだ薬局	浦添市当山二丁目 9番 7号	平成23年5月2日
首里の杜耳鼻咽喉科	那覇市首里久場川町2丁目96番地18メディカルプラザ首里2F	平成23年5月6日
そよ風薬局松川店	那覇市字松川442番地8	平成23年6月1日
はえばる北クリニック	南風原町字与那覇283番地	平成23年6月1日
えびす耳鼻科	南風原町字与那覇283番地	平成23年6月1日
とくりん薬局	南風原町字与那覇283番地	平成23年6月1日
てい一だ歯科	宜野湾市普天間二丁目14番1号サンフティーマ2階	平成23年6月1日

	I .	l .
ヒデ整形クリニック	石垣市字真栄里108番地3	平成23年6月1日
ひとし眼科	石垣市字真栄里108番地4	平成23年6月1日
いく調剤薬局	石垣市字真栄里108番地5	平成23年6月1日

沖縄県告示第377号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成23年7月15日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
比嘉歯科医院	那覇市辻1丁目4番1号シャトレYU1 F	平成23年3月31日
医療法人よなみね歯科医院	名護市宮里六丁目1番8号	平成23年4月1日
東村立診療所	東村字平良471番地24	平成23年4月30日
てぃだ薬局	浦添市当山二丁目9番7号	平成23年5月2日

沖縄県告示第378号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定により、宮古島市西東地区県営畑地帯総合整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月15日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成23年7月20日から同年8月16日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第379号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、村営土地改良事業計画の変更に次のとおり同意した。

平成23年7月15日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 土地改良事業を行う者の名称 北大東村
- 2 地区名及び事業名
- (1) 地区名 上北振第2地区
- (2) 事業名 土地改良事業 (区画整理・農用地保全)
- 3 同意年月日 平成23年7月6日

病院事業局事項

報

公

沖縄県病院事業局職員(病院事務職)選考採用試験を次のとおり行います。 平成23年7月15日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

1 採用職種、採用予定年月日、採用予定数等

採用職種	採用予定年月日	採用予定数	職務内容	勤務箇所
病院事務	平成24年4月1日	若干名	病院の経営・企画・管理業務	県立病院課又は各県 立病院

2 応募資格

- (1) 年齢及び職歴 昭和27年4月2日以降に生まれた者(満60歳未満)で、民間企業等での事務経験年数が12年以上あり、以下のいずれかに該当する者
 - ア 民間病院等において病院経営又は病院運営に携わった経験を有する者
 - イ 医療事務又はその他の医療関係の企業等に勤務し、医療事務又はその他の医療関連業務の知識を有する者で、かつ、病院経営の企画立案、管理・監督について一定以上の知識を有する者
 - ウ 経営コンサルティングその他の民間企業等に勤務し、企業の企画立案、管理・監督について経験を 有する者で、かつ、病院経営の企画立案、管理・監督について一定以上の知識を有する者
- (2) 欠格事項 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条に規定する次の事項のいずれかに該当する 者は受験できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを 主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 3 試験の内容、日時及び場所

試験区分	試験の内容	試験日時	試験会場
一次選考(書類審査)	提出された書類に基づき、応募 資格に合致した要件を具備して いるか、採用職種にふさわしい 経歴か、応募論文が優れている かどうかなどについて審査しま す。	甲込締切日 平成23年	1
二次選考 (面接審査)	病院事務職としての適格性、職 務遂行能力等をみるために個別 面接を行います。		沖縄県那覇市内会場 東京都23区内会場

4 受験手続

- (1) 申込先 沖縄県病院事業局県立病院課(沖縄県庁舎4階) 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2 号 電話098 (866) 2832 (直通)
- (2) 申込期間 平成23年8月2日 (火曜日) から同月31日 (水曜日) まで
- (3) 申込方法 下記の申込書類を(1)の申込先へ(2)の期間内に郵送又は直接持参のこと。
 - ※ 上記申込先へ直接持参の場合は月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時15分までの間で受け 付けます。
 - ※ 郵送による申込の場合は「病院事業局職員採用試験受験」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にして下さい。平成23年8月31日 (水曜日) の消印のあるものまで受け付けます。

- (4) 申込書類
 - ア 選考採用試験申込書
 - イ 自己アピール
 - ウ 応募論文
 - エ 50円切手を貼ったはがき (表あて名に一次選考結果の通知先及び氏名をあらかじめ記入のこと)
- (5) 募集要項の配布 申込書様式、自己アピールの記入要領、応募論文の課題等を記載した試験募集要項は、平成23月8月2日(火曜日)から同月31日(水曜日)までの間、県立病院課及び各県立病院課総務課等で配布します。また、沖縄県ホームページからダウンロードすることもできます。
- 5 合格発表
- (1) 一次選考結果 平成23年9月30日(金曜日)(予定)に、県庁正門前掲示板及び各県立病院内での掲示、沖縄県病院事業局県立病院課ホームページへの掲載のほか合格者に通知します。なお、合格者には併せて二次選考の日時、場所等を通知します。
- (2) 二次選考結果 平成23年11月下旬に県庁正門前掲示板及び各県立病院内での掲示、沖縄県病院事業局 県立病院課ホームページへの掲載のほか合格者あて通知します。
- 6 合格発表後の取扱い
 - (1) 二次選考合格者は、平成23年度沖縄県病院事業局職員(病院事務職)選考採用候補者名簿に登載され、 原則として平成24年4月に採用されます。
 - (2) 提出された職歴資料及び論文その他は、合否の別にかかわらず返却しません。
- 7 採用条件
 - (1) 採用時の役職 沖縄県病院事業局専任職員(正職員)として採用し、役職は各人の経歴に応じて決定します。
 - (2) 給与 沖縄県病院事業企業職員給与規程(平成18年病院事業局管理規程第16号)に基づき下記の給与が支給されます。
 - ア 給料 給料月額は、民間企業等での勤務年数に応じて決定されます。
 - 例)民間企業等での勤務年数が12年の場合、給料月額は222,900円です。 (概ねの額であり、職務経験の内容に応じて支給額が加算される場合があります。)
 - イ 手当 扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当
 - (3) 条件附採用 採用は当初、条件附のものとし、採用後、原則として6月を勤務し、その間その職務を 良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとします。
 - (4) その他 県立病院については、平成21年6月に策定された「県立病院のあり方に関する基本構想」において、地方独立行政法人へ移行する可能性が示されています。移行した場合は、職員の身分等については地方独立行政法人法の規定が適用されることになります。(同構想については、沖縄県福祉保健部医務課のホームページに掲載されています。)
- 8 問い合わせ先 その他不明の点は、沖縄県病院事業局県立病院課人事担当 (電話098 (866) 2832) へお 問い合わせください。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第78号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成23年7月15日

沖縄県公安委員会

1 講習期間等

区 分	講習期間	時 間	場所
機械警備業務管理者 講習	平成23年8月17日 (水曜日)から同月19日 (金曜		那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター

	日) まで	日にあっては、午後3時まで)	第6教室
	【考査】8月19日(金曜日)	午後3時25分から午後 5時5分まで	

- 2 受講定員 25人
- 3 受講対象者 法第2条第5項の業務に係る講習の受講を希望する者とする。
- 4 受講手続
- (1) 受講申込み 講習を受けようとする者は、機械警備業務管理者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)に必要な事項を記入するとともに、当該受講申込書に写真(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真)を貼付し、(2)の提出先に提出するものとする。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (2) 提出先
 - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察 本部生活安全部生活安全企画課
 - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活 安全企画課
- (3) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、平成23年7月19日(火曜日)から同月25日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (4) 受講手数料 手数料38,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。
- 5 講習業務の委託 講習は、社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 6 その他
- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講及び考査の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画 課 電話番号 (098) 862-0110 (内線3054、3055) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

人事委員会事項

市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年7月15日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第17号

市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

市町村等の管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号)の一部を次のように 改正する。

別表宜野湾市の項中「会計管理者 課長」を「会計管理者 次長 課長」に改め、同表浦添市の項中「室 長 主幹」を「室長 主幹 技幹」に改め、同表名護市の項中「室長 主幹」を「主幹」に改め、同表沖縄 市の項中「参事 会計管理者」を「政策調整監 参事 会計管理者」に改め、同表うるま市の項中

	,,,			-	,			
ı	図書館	館長	」。を '	図書館	館長 主幹	:	に改め、	同表
本音	部町の項中「課長	長 室長」を「課長」/	ー」 こ、「教 [®]	育長 課長」を「	教育長 課長	主幹」に	`	
I	選挙管理委員会	宗事務局		局長	を			

Г			
1	選挙管理委員会事務局	局長	に改め、同表読谷村の項中
	監査委員事務局	局長	に以め、内衣就合作の項中
Г			
'	議会事務局	局長	を
Г			
1	議会事務局	局長 次長	に改め、同表糸満市・豊見城市

清掃施設組合の項中「室長 副参事」を「室長」に改め、同表那覇港管理組合の項中「部長」を「参事監部長」に、「室長」を「室長 副参事」に改め、同表沖縄県後期高齢者医療広域連合の項中「主幹」を「主幹 技幹」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成23年7月1日付け公報定期第3964号登載の「環境影響評価書の縦覧」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正	
2	下から5	同月30日まで	同年8月1日まで	

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課

電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷

〒 900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8